

平成25年度 入札制度の一部改正について

① 下限価格の見直しについて

『橋本市制限内変動型最低制限価格設定事務取扱要綱』

第2条（用語の定義）

- (1) 下限価格とは最低制限価格を算定するために設定する価格であり、予定価格に別に定める割合を乗じて得た額とする。



<改正理由>

現行の80%の率は、平成21年10月より適用しているが、国が大型補正予算を組み公共工事の発注を増やすなどの景気刺激策を進めていることや、地域建設業を巡る厳しい状況が長く続いていること、また県あるいは他市の工事発注状況を踏まえ、橋本市の変動型最低制限価格の引き上げを行う。

については、変動型最低制限価格の算出根拠となる下限価格の設定率を、「予定価格×80%」から「予定価格×82%」に引き上げる。

② 変動型最低制限価格の算定方法の見直しについて

『橋本市制限内変動型最低制限価格設定事務取扱要綱』

第2条（用語の定義）

<現 行>

- (2) 「平均入札価格」とは、入札参加者が入札書により有効な入札を行った入札金額の合計額を、有効な入札を行った入札参加者数で除した額とする。



<改正後>

- (2) 「平均入札価格」とは、入札参加者が入札書により下限価格以上予定価格以下で行った有効な入札の入札金額（以下「有効な入札金額」という。）の内、**最高入札金額を除く残りの入札金額の合計額**を、その合計額の対象となる入札参加者数で除した額とする。ただし、有効な入札金額が最高入札金額のみである場合は、その額を平均入札価格とする。

<改正理由>

入札結果を分析する中で、入札監視委員会から問題点として指摘を受けている事項に、「予定価格に近い高額な入札があった場合、下限価格に近い安価な入札を行った者が多数失格扱いになるケースが散見されるので改善が必要」とあり、これを改善する目的として、平均入札価格の算定対象を今回見直す。